

企業向けワーケーションプログラムの
利用促進に係るプロモーション業務委託仕様書
(企画提案時)

令和7年4月

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー

本仕様書は、「企業向けワーケーションプログラムの利用促進に係るプロモーション業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローと受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。なお、本仕様書において、甲とは公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローをいい、乙とは提案者をいう。

1. 委託事業名

企業向けワーケーションプログラムの利用促進に係るプロモーション業務委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3. 事業目的

コロナ禍により、旅行先で仕事をしつつ余暇を楽しむ新しい旅行スタイルである「ワーケーション」等、テレワーク等による働き方の多様化が社会的に進んだ中で、福岡市と福岡観光コンベンションビューローでは、福岡市の強みであるビジネス環境の良さや都市機能と自然が近接したコンパクトシティの魅力を活かした福岡ならではの都市型ワーケーションを推進してきた。

企業ではコロナ禍を経た変化や昨今の人手不足の状況にあって、オンライン化の進展に伴うマネジメント力強化や人材育成手段としての越境学習等、人的資本経営の考え方に基づく取組みが進められており、その一つ的手段としてもワーケーションの認知度は年々向上しているところである。

以上の状況を踏まえ、令和7年度は、令和6年度に開発した企業向けワーケーションプログラム等を実際の企業の活用に繋げていくため、プログラムの認知拡大や企業利用の増加に資するインセンティブ提供等のプロモーションを実施するものである。

4. 委託内容

(1) 全体業務関連

- (2)～(4)の業務を遂行するための実施計画（スケジュールを含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。
- 本業務の遂行にあたっては、定期的なミーティングや内容に応じた随時の相談、報告等、甲と緊密に連携を図りながら進めること。
- 本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。

(2) 企業向けワーケーションプログラムの周知・利用促進に繋がるプロモーションの実施

- 令和6年度に開発した企業向けワーケーションプログラム（4施設）（<https://workation-fukuoka.jp/corporate-training/>）と、甲が募集し、選定した他のプログラム（2施設程度想定）を対象プログラムとして、企業向けの認知を高め、利用促進に繋がるプロモーションを実施すること。
- 本業務の実施にあたり、甲が運営している福岡型ワーケーション専用ポータルサイト「W@F（ワフ）」（<https://workation-fukuoka.jp/>）上への記事掲載は、「WordPress」を用いて乙において実施することが可能であるため、必要に応じて活用すること。

<1. モニター利用プロモーション>

○プロモーションの取組みの一つとして、対象となる企業向けワーケーションプログラムを利用し、かつ以下の条件を満たす企業等に対し、参加者1人につき2万円、1社・団体につき最大20万円(10人分)までの範囲で、モニター利用に伴う利用料の助成を行うこと。なお、助成件数について上限の制限はないが、最低100人分(200万円)は助成費として見込むこととし、当該金額に助成額が達しなかった場合には、その差額分について、履行期間の末日に契約変更を行う。助成方法は、ワーケーションプログラム提供施設側が助成相当額を減額して販売し、乙が助成額を施設側に対して支払うことを想定しているが、これについては、これ以外の効果的な方法の提案を行うことも可とする。

【助成の条件】

- ・対象となる企業向けワーケーションプログラムを利用するものであること。
- ・企業向けワーケーションプログラムを含む福岡市内への滞在行程が最低2泊以上であること。
- ・企業向けワーケーションプログラムへの参加が最低5人以上であること。なお、一企業単独である必要は無く、複数の会社の社員合同での実施やフリーランスの方等の集まりも対象となる。また、国内・海外いずれの企業・団体も対象とする。
- ・企業向けワーケーションプログラムの体験記事の掲載を承諾し、体験中の撮影やヒアリング、アンケート等にご協力いただけること。

※その他の条件については、事業者決定後に甲と乙で協議の上決定する。

○上記助成の取組みについて、利用に際しての規定や、申込に必要な様式またはフォーム作成、条件の審査等は全て甲と協議の上、乙において行うこと。助成の取組みを実施するにあたっての受付方法や運営体制、スケジュール等については提案書に記載すること。スケジュールに関しては、モニター利用プロモーション開始の告知・受付・実施をできるだけ早期に実施できるよう考慮すること。

なお、乙の取組みに関わらず、甲が運営するホームページ(<https://www.welcome-fukuoka.or.jp/>)上には助成の募集に関する情報の掲載を予定している。

○企業向けワーケーションプログラムを利用した企業等の体験の様子は、写真や動画等、適切な方法で全ての体験について何らかの記録をすること。あわせて、参加者へのインタビューやアンケート等を元に体験記事を作成し、「W@F」等への掲載を行うこと。体験記事の制作イメージについては可能な範囲で提案書に記載すること。

なお、掲載件数は利用数にもよるが、最大で10件程度を想定している。

<2. 独自提案によるプロモーション>

○上記モニター利用や各施設の企業向けワーケーションプログラムの魅力等について認知を高めると共に、実際の利用に繋げるためのプロモーション内容について自由に提案すること。提案にあたっては、少なくとも「対象とするターゲット(エリア、職種等)」、「プロモーションの手法と特徴」、「プロモーションによって得られる効果やKPI」について分かりやすく提案書に記載すること。

○企業向けワーケーションプログラムのプロモーション先や、利用が期待できる企業等、具体的な候補先がある場合には積極的に提案書に記載すること。

○プロモーションにあたっては、ワーケーションプログラムの利用だけに止まらず、来訪を通じて本市内でのさらなる周遊や滞在長期化に繋がられるように工夫すること。

(3) 参加者へのアンケートの実施、報告書の作成等

○企業向けワーケーションプログラムを利用した参加者に対してアンケートを実施し、成果や課題等について分析を行うこと。

○助成事業の実施結果、各種プロモーションの成果分析、アンケート分析結果等をまとめた報告書を作成し提出すること。

(4) その他

○本業務全般について、仕様書に記載する事項以外に、「3 本業務の目的」に資する追加提案がある場合は具体的に提案すること。

○上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

(3) 具体的な記載

上記(1)(2)については、企画提案書内に氏名も含めて具体的な記載を行うこと。

7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

(4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務を通じて撮影した写真や映像等の成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は原則として甲が保有することとする。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。

以上